

法第59条の規定により社会福祉法人が届出を行う書類等の公表について②

届出又は申請事項	所轄庁への届出又は申請事項 (法第59条)	調査事項 (システムによる県・国への報告・提供事項) (法第59条の2第2項、第3項、第6項)	公表事項 (法第59条の2第1項第3号)		
			公表方法		
財産目録 (法45条の34第1項第1号)	○	○	x		
役員等名簿 (法45条の34第1項第2号)	○	x	○	法人HP等	
報酬等の支給の基準 (法45条の34第1項第3号、法45条の35第2項)	x	x	○ (第2号)	法人HP等	
(法第59条第2号) 財産目録等 事業の概要 その他省令で定める事項を記載した書類 (法45条の34第1項第4号)	当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地及び電話番号その他連絡先等の当該社会福祉法人に関する基本情報	○	○	○	システム
	当会計年度の初日における評議員の状況	○	○ (一部x)	○ (一部x)	システム
	当会計年度の初日における理事の状況	○	○ (一部x)	○ (一部x)	システム
	当会計年度の初日における監事の状況	○	○ (一部x)	○ (一部x)	システム
	前会計年度及び当会計年度における会計監査人の状況	○	○	○ (一部x)	システム
	当会計年度の初日における職員の状況	○	○	○	システム
	前会計年度における評議員会の状況	○	○	○	システム
	前会計年度における理事会の状況	○	○	○	システム
	前会計年度における監事の監査の状況	○	○	○	システム
	前会計年度における会計監査の状況	○	○ (一部x)	○ (一部x)	システム
	前会計年度における事業等の概要	○	○	○ (一部x)	システム
	前会計年度末における社会福祉充実残額並びに社会福祉充実計画の策定の状況及びその進捗の状況 (規則2条の41第12号)	○	○	○	システム
	当該社会福祉法人に関する情報の公表等の状況	○	○	○ (一部x)	システム
	第12号に規定する社会福祉充実残額の算定の根拠	○	○	x	
	事業計画	○	x	x	
その他必要な事項	○	○	○ (一部x)	システム	
社会福祉充実計画 (承認の申請 法55条の2第1項) (変更の承認の申請 法55条の3第1項本文) (軽微な変更の届出 法55条の3第1項但書)	○ (法第55条の2、55条の3、事務処理基準)	○	○ (事務処理基準)	システム	

(注)・システムとは、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムをいう。
・実線はシステムを用いるもの。点線はシステムを用いないもの。

(2) 施設整備選定・法人設立等審査会

・審査会設置要綱及び審査会運営要領

県は、施設整備等に関する審査を実施するにあたって、「秋田県社会福祉施設等施設整備選定・社会福祉法人設立等審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、定期的な審査を実施している。

審査会の設置要綱及び審査会の運営に関する要領は、以下のとおりである。

秋田県社会福祉施設等施設整備選定・社会福祉法人設立等審査会設置要綱

(設 置)

第1条

国などへの社会福祉・医療施設等施設整備の協議に際して、施設整備の選定及び社会福祉法人の設立等が公平かつ公正に行われるよう、秋田県社会福祉施設等施設整備選定・社会福祉法人設立等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条

審査会は、次の事項について審査を行い、関係機関に対し必要な意見を述べるものとする。

- 一 社会福祉法人の設立に関する事項
- 二 社会福祉・医療施設等施設整備の選定に関する事項
- 三 社会福祉法人及び社会福祉施設等に関して委員長が特に審査の必要があると認めた事項

(組 織)

第3条

審査会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(委員長、副委員長)

第4条

審査会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、健康福祉部長とし、副委員長は健康医療技監とする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を

代理する。

(会 議)

第5条

審査会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、審査会の議長となる。
- 3 審査会で議事が必要な場合は、出席委員の合議とする。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の専門的立場にある者及び秋田県社会福祉審議会の意見を聴くことができる。

(連絡調整会議)

第6条

審査会の審査事項等について事前に検討、総合調整等を行わせるため、連絡調整会議を置く。

- 2 連絡調整会議は、別表に掲げる所属の職員をもって構成する。

(事務局)

第7条

審査会及び連絡調整会議の事務局は、福祉政策課に置く。

(その他)

第8条

この要綱に定めるもののほか、審査会及び連絡調整会議について必要な事項は委員長が別に定める。

秋田県社会福祉施設等施設整備選定・社会福祉法人設立等審査会運営要領

秋田県社会福祉施設等施設整備選定・社会福祉法人設立等審査会（以下「審査会」という。）における審査を円滑に推進するため、次により運営を行うものとする。

1. 審査対象の法人及び施設

(1) 審査対象法人

社会福祉法の規定に基づく社会福祉法人

(2) 施設整備審査対象施設

- ① 社会福祉法の規定に基づく社会福祉施設
- ② 介護保険法の規定に基づく介護老人保健施設
- ③ 医療法の規定に基づく病院及び診療所

2. 審査内容

社会福祉法人及び施設整備審査対象施設の許認可等を所管する課の長(以下「所管課長」という。)は、国の審査基準を踏まえ、次の事項について審査会に諮るものとする。

(1) 社会福祉法人の審査

- ① 法人設立の主旨
- ② 法人設立の必要性
- ③ 法人組織の適格性

(2) 施設整備の審査

- ① 整備方針との整合性

(3) 上記のほか、社会福祉法人及び施設整備の共通審査事項は以下のとおりとする。

- ① 事業計画の妥当性(土地等資産、事業量、事業費等)
- ② 運営計画の的確性(事業内容等)
- ③ 資金計画の妥当性(建設資金、償還計画等)
- ④ 市町村の支援
- ⑤ 地域振興局福祉環境部(教育事務所)の意見
- ⑥ 関係各課の意見(県計画との整合性等)
- ⑦ その他参考となる事項

3. 整備方針

所管課長は、毎年度社会福祉施設等の具体的な整備方針を策定し、地域振興局福祉環境部長(教育事務所長)に通知するものとする。

4. 圏域の指導

地域振興局福祉環境部長（教育事務所長）は、整備方針に基づき、圏域における施設整備の実態把握、相談、調整に努めるものとする。

その結果、設置主体から協議の申出があり、協議書の提出があった場合は、法人設立の妥当性、整備方針との整合性、圏域における整備の妥当性等について意見を付し、所管課長に送付するものとする。

5. 協議内容に関する照会

所管課長は、設置主体はもとより、設置市町村長並びに地域振興局福祉環境部長（教育事務所長）に対し、必要に応じ協議内容について照会できるものとする。

6. 検討資料の作成

所管課長は、協議内容の調査の結果を踏まえ、必要に応じて審査会に審査資料を提出できるものとする。

7. 施設整備の審査

施設整備の審査にあたっては、次の対象施設を公平かつ公正に審査して、選定に関する意見を取りまとめるものとする。

- (1) 国庫補助協議施設
- (2) 民間公益補助事業施設
- (3) 自主財源整備施設

8. 審査後の措置

(1) 全体的に調整を要するものについては、審査会で取りまとめた意見を、所管課長へ伝達するものとする。

(2) その他のものについては、所管課長を経由のうえ、地域振興局福祉環境部長（教育事務所長）に通知するものとする。